

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (第4条5項) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コンゴ民主共和国	食糧援助に関する日本国政府と コンゴ民主共和国政府との間の 交換公文	食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	780,000千円 H25.3.31まで	H25.2.18 キンシャサで (同日)	日本側 富永純正在コンゴ 民主共和国大使 側 コンゴ民主共和国側 スワス・ワグベンゾ ク・ナ・エミナ・モンジ ア国際・地域協力副大臣	H25.2.28 60号
コンゴ民主共和国	コンゴ民主共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とコン ゴ民主共和国政府との間の交換 公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の關係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 の贈与	600,000千円 -----	H25.7.22 キンシャサで (同日)	日本側 富永純正在コンゴ 民主共和国大使 側 コンゴ民主共和国側 モン・チバベンダ・ントウ ンガムロンゴ外務・国際 協力・仏語圏大臣	H25.8.14 277号
コンゴ民主共和国	食糧援助に関する日本国政府と コンゴ民主共和国政府との間の 交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	780,000千円 H26.3.31まで	H25.12.23 キンシャサで (同日)	日本側 富永純正在コンゴ 民主共和国大使 側 コンゴ民主共和国側 スワス・ワグベンゾ ク・ナ・エミナ・モンジ ア国際・地域協力副大臣	H26.1.21 22号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。